

特定教育・保育施設（村上幼稚園）の利用定員を定めることについて

【概要】

現在「私学助成を受ける幼稚園」として運営する「学校法人 村上幼稚園」より、子ども・子育て支援新制度に基づく「施設型給付を受ける施設（幼稚園）」（＝特定教育・保育施設）に移行したい旨の事前協議があり、市は当該幼稚園について「利用定員」を定め「施設型給付費の支給に係る施設としての確認」を行うこととなります。

また、子ども・子育て支援法により「利用定員」を定めようとする際には、市が設置する合議制の機関の意見を聴くことされていることから、「村上市こども計画」における教育を受ける確保方策の施設の一つである村上幼稚園の利用定員設定方針についてご意見を伺いたい。

【村上幼稚園の利用定員（案）】

◆利用定員

（人）

3 歳	4 歳	5 歳	合計
10	20	20	50

◆ 直近 3 年度の利用実績（参考）

（人）

	3 歳	4 歳	5 歳	合計
令和 7 年 5 月 1 日	5	20	17	42
令和 6 年 5 月 1 日	19	18	24	61
令和 5 年 5 月 1 日	18	23	24	65
平 均				60

参考

《子ども・子育て支援法》

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（ ― 中略 ― ）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 （ 略 ）